

廃第1035号-3
令和3年10月7日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	東京都八王子市長房町284番地 株式会社E-line（代表取締役 西村 勇士） （法人番号6010101007020）
許可の番号	第01200145923号
処分の年月日	令和3年10月7日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処分理由 〔該当条項を含む〕	株式会社E-line（以下「E-line」という。）は、産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める産業廃棄物の処分を委託できる者に当たらない者に対して、E-lineの中間処理場で処理した後の産業廃棄物を引き渡し、もって、当該産業廃棄物の処分を委託していた（以下「本件処分委託」という。）。 本件処分委託は法第12条第5項の規定に違反するものであって（委託基準違反）、法第14条の3第1号（違反行為をしたとき）に該当するとともに、法第14条の3の2第1項第5号による許可取消しの要件である「情状が特に重いとき」に該当する。

廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684

廃第1036号-3
令和3年10月7日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	神奈川県横浜市保土ヶ谷区天王町一丁目30番17号 株式会社グローバルクリエイション (代表取締役 小林 辰一) (法人番号 8021001028987)
許可の番号	第01200175331号
処分の年月日	令和3年10月7日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処分理由 〔該当条項を含む〕	<p>株式会社E-line（法人番号 6010101007020。以下「E-line」という。）は、産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める産業廃棄物の処分を委託できる者に当たらない者（以下「委託先」という。）に対して、E-lineの中間処理場で処理した後の産業廃棄物を引き渡し、もって、当該産業廃棄物について、E-lineは委託先にその処分を委託していたもの（法第12条第5項違反。以下「本件委託基準違反」という。）、委託先は、これを受託するとともに（法第14条第15項違反。以下「本件受託禁止違反」という。）、業として当該産業廃棄物の一部の埋立処分を行っていたものであるが（同条第6項違反。以下「本件無許可処分業」という。）、株式会社グローバルクリエイション（以下「グローバルクリエイション」という。）は、上記委託に係る処分費の支払いを仲介するほか、当該産業廃棄物の一部を自ら運搬するなどして、もって、本件委託基準違反、本件受託禁止違反及び本件無許可処分業を助けたものである。</p> <p>このことによって、グローバルクリエイションは、法第14条の3第1号の「他人が違反行為をすることを助けたとき」に該当するとともに、法第14条の3の2第1項第5号の「前条第1号に該当し情状が特に重いとき」に該当する。</p>

廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684

廃第1039号-3
令和3年10月7日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	千葉県市川市若宮一丁目17番5号 株式会社三邦工務店 (代表取締役 三橋 邦茂) (法人番号 9040001027658)
許可の番号	第01200038802号
処分の年月日	令和3年10月7日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処分理由 〔該当条項を含む〕	株式会社三邦工務店及び同社の役員は、法第25条第1項第15号及び第32条第1項第1号の規定により、それぞれ罰金刑に処せられた。 このことにより、同社は、法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号ニ（法第25条から第27条まで又は法第32条第1項（法第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定により刑に処せられたことによる場合に限る。）に係るものに限る。）及び法第14条第5項第2号ニ（同号イ（法第7条第5項第4号ニ（法第25条から第27条までの規定により刑に処せられたことによる場合に限る。）に係るものに限る。）に係るものに限る。）に係るものに限る。）に該当するに至ったことから、法第14条の3の2第1項第1号及び第2号に該当する。

廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684